

東かがわ市告示第137号

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月24日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事業名		事業内容	県補助率 （義務負担）	市補助率	事業名		事業内容	県補助率 （義務負担）	市補助率
略					略				
鳥獣被害対策事業	農作物被害防止対策推進活動	略			鳥獣被害対策事業	農作物被害防止対策推進活動	略		
	野生有害鳥獣捕獲活動	市からの要請により有害鳥獣捕獲を行う団体に対して助成する。		定額 400,000円／ 年以内		野生有害鳥獣捕獲活動	市からの要請により有害鳥獣捕獲を行う団体に対して助成する。		定額 300,000円／ 年以内
略					略				

附 則

この告示は、令和7年12月24日から施行する。